

政策評価制度に関する見直しについて

平成 17 年 12 月
総務省行政評価局

行政機関が行う政策の評価に関する法律 附則第 2 条

政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法の施行日：平成 14 年 4 月 1 日

I 法の施行状況の検討結果

- **政策評価がマネジメント・サイクルの中に定着**
 - ・ 毎年度約 1 万件の政策評価を実施、予算要求等政策へ反映
 - ・ 達成目標の数値化割合増加（H14:34%→H16:55%）
- **課題** [重要政策に関する評価の徹底、評価と予算・決算の連携強化、評価の客観性の確保等]
 - ・ 「政策評価の充実に向けて」（H16. 10. 5 経済財政諮問会議有識者議員提出資料）
 - ・ 「政策評価制度に関する見直しの論点整理」（H16. 12. 21 政策評価分科会）
 - ・ 「政策評価制度の見直しに関する決議」（H17. 6. 13 参議院行政監視委員会、H17. 6. 22 参議院本会議）
 - ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（H17. 6. 21 閣議決定）
 - ・ 「内閣の重要政策に関する政策評価の徹底について」（H17. 8. 11 概算要求基準閣議総理発言）
- これらを踏まえ、6 月に「政策評価制度に関する見直しの方向性」を公表。年内に政策評価・独立行政法人評価委員会の答申の後、以下の内容を中心とする基本方針（閣議決定）の改定等を行い、平成 18 年度から実施。

II 「政策評価に関する基本方針」改定案のポイント

重要政策に関する評価の徹底

- **内閣の重要政策に関する評価の徹底**
 - ・ 施政方針演説等で示された内閣の重要政策について、目標や方針を明確にした政策体系を各府省において整備し、適時的確に評価。
- **複数府省が関係する政策**
 - ・ 関係府省が政策を企画立案する際の達成目標の明確化
 - ・ 総務省が国民の視点に立って評価の必要性が高いテーマを府省横断的に評価
- **政策評価の重点化・効率化**
 - ・ 各府省において重点政策の評価に注力するなどメリハリ付け。
- **規制の事前評価の早期義務付けに向けた取組**
 - ・ 評価手法の開発を推進しつつ、具体的な枠組みを検討
 - ・ 16 年 10 月から規制影響分析(RIA)を試行的に実施(17 年 10 月時点で約 100 件)
 - ※規制の新設や修正に際し、想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析

評価の質の向上 — 評価結果の予算要求等政策への反映

- **政策評価と予算・決算の連携強化**
 - ・ 「骨太 2005」等関連する閣議決定等を踏まえた取組の促進。
 - ・ 施策レベルを対象とした評価（実績評価方式：16年度で約750件）に一層注力
- **「政策－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示**
 - ・ 政策全体における施策の位置付けや施策を構成する事務事業をあらかじめ明確化
- **各府省における説明責任の徹底**
 - ・ 評価結果の政策への反映の方向性を評価書に記載
 - ・ 予算要求等にどのように反映したかのつながりを明確化
- **新規事業等は事前の事業評価を積極的に行い、事後検証**
 - ・ 施策との関係を明確化して実施

評価の質の向上 — 評価の客観性の確保

- **達成目標を数値化等により適切に明示**
- **学識経験者の知見を適切、有効に活用**
 - ・ 計画策定等評価活動全般は会議体で、政策分野ごとには専門家から個別具体的に
- **外部から検証することが可能となるようデータ等の公表を徹底**

国民への説明責任の徹底

- **国民に分かりやすい評価書・要旨の作成**
 - ・ 要旨は簡潔に、評価書は情報や関連資料の所在を盛り込むなど役割分担
- **政策評価制度の広報を積極的に展開し、国民的議論を活性化**
 - ・ 政策評価フォーラムを全国各地で開催（H16、H17 全国3箇所で開催）